

## 菊川市こども・若者参画協議会要綱

制定 令和6年3月29日菊川市告示第72号

### (設置)

第1条 市長は、こども基本法（令和4年法律第77号）に則り、菊川市こども・わかもの参画宣言（以下「宣言」という。）に込められた想いを具体化し、宣言の理念を実現させるための協議を進めるため、こども・若者参画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) こども・若者のまちづくりへの参加、参画に関すること。
- (2) こども・若者の意見表明及び意見反映に関すること。
- (3) こども・若者が自主的に行う地域づくり活動に関すること。
- (4) その他、宣言の理念を実現するために必要なこと。

### (委員)

第3条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、市民、市内に通勤・通学する者、市内で地域づくり活動を実践する者及びこども・若者の参画等に優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、前項の規定により委嘱する日からその委嘱する日が属する年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

### (意見の開陳その他の協力依頼)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に意見の開陳、説明その他必要な協力を依頼することができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部地域支援課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。